

「立憲主義下の硬性憲法の解釈・運用—憲法は変わらないが変わる」

2024.5.18(土) 14:30 吹田市文化会館 (メイシアター) 中ホール 「2024憲法と市民のつどい」



12:30集合 90分 君塚正臣 (横浜国立大学)

まくら

1999.4-2002.9 関西大学法学部助教授 吹田市山手町3丁目在住

「憲法裁判の新しいかたち」第30回吹田市民大学教養講座 (関西大学、2001年6月7日)

憲法裁判所ではない 本来は適用審査をすべき 精神的自由・生来の平等などで積極!

→「付随的違憲審査制の活性化に向けて」関西大学法学論集52巻6号81頁 (2003年3月)

→『司法権・憲法訴訟論 下』16章 (法律文化社、2018年1月)

お招き頂き、深く感謝致します。🙏

もともと「性差別と司法審査」→司法権・憲法訴訟論→準司法機関・独立行政委員会

↓

↓

(行政審判含む)

ときどき表現の自由

憲法の私人間効力論

適正手続

→教科書

はじめに

日本国憲法：1947年5月3日の施行から一言一句改正されていない

(1889年の大日本帝国憲法も最後までそうだった)

立派だから？ 不磨の大典と思う民族性？ 改正手続困難？ 反対が強固？

条文・単語数が少ない [ケネス・盛・マッケルウェイン] =抽象度が高い？

日本国憲法の文言は変更されていない

そもそも憲法とは？

憲法制定権力→憲法→立法府 (憲法によって作られた権力) →法律

憲法制定権力とは何か？

そりゃあ憲法を制定した権力やがな

難問



[通説 (宮沢俊義)] 抽象的な 過去から未来の日本国民

正当性の契機 (権力性の希薄化)

⇔人民主権論 (杉原泰雄ほか)

憲法を制定しようという意思で足る

それ以前は《ない》

c.f.ビッグバン以前には時空は存在しない

誰も 我こそは「国民」とイコール とは語れない
 [長谷部恭男] 全ての国家には憲法が伴う c.f.チェスとはチェスのルール
 かといって憲法はバイブルではない⇒改正可 ≠ 憲法制定権力再発動
 ⇒ 憲法改正は憲法内に制度化されたもの 法律の改正より困難 (硬性憲法)
 憲法改正が法律改正と同じであれば、立法府が憲法の上位になってしまう



(孫悟空分身の術)
 月岡芳年「芳年略画 悟空吹毛」
 分身は孫悟空を消せる？

	議会	国民投票など	改正限界
アメリカ	両院で 2/3 ずつ	州の 3/4 の承認	
ドイツ	両院で 2/3 ずつ		あり
フランス	両院過半数 合同会議で 3/5	過半数	あり
デンマーク	過半数 2 度	過半数	
スペイン	両院で 3/5 ずつ 上院絶対多数・下院 2/3	議会の 1/10 が要求 すれば 過半数	非常時は禁止
イタリア	両院過半数 両院で 2/3 ずつ	過半数	
ノルウェー	2/3 2 度		あり
ベルギー	2/3 2 度		あり
ポーランド	両院で 2/3 ずつ	元老院+国民過半数	
韓国	2/3	過半数	
台湾	3/4	過半数	
ブラジル	両院で 3/5 ずつ 2 度		あり
フィリピン	両院で 3/4 ずつ	過半数	5 年以内x
インド	両院で 2/3 ずつ	州承認要のものあり	
ロシア	両院で 3/5 ずつ	憲法会議 2/3 か 国民過半数	
中国	2/3		

主要各国の憲法改正手続 (畑博行=小森田秋夫編『世界の憲法集』〔第5版〕(有信堂、2018) などによる)

通常は硬性憲法

* しかし、軟性憲法の国もある 最大の例外がイギリス (連合王国)
 「憲法」 (という名称の法典) がない アメリカ合衆国憲法が初
 清教徒革命・名誉革命時、憲法典を制定せねばという意識がなかった
 ⇒ 議会主権 権利章典や王位継承法などの法令が「実質的意味の憲法」
 しかし、誰がマグナ・カルタを廃止しようとするか？

EU 加盟時に大問題に (「EU 法は法律の上だと!」 → 人権法 でも脱退)
 ⇒ 憲法改正とは一部改正である (全面改正ではない)

* 全部改正とは、憲法改正ではなく新憲法制定 (革命) である

改正限界はあるか? [通説] ある ⇒ その範囲で (微修正)

- ① 主権 = 民定憲法の変更 × 憲法制定権力の変更 × c.f. 脳移植 ×
- ② 憲法制定手続の変更 × 別に普通 ゲームのルールを途中で変えるな



(スワローズ 50 周年試合 2019 年 7 月 11 日)

若松監督率いるチームに「泣きのあと 1 回」を懇願する古田チーフコーチ コント

③ 主要部分は変えられない [まあ通説]

テセウスの船のパラドクス



(製造時の部品がもうない 8620 形 58654 号機「あそ Boy」)

基本的人権の尊重、平和主義の変更はできない [有力説]

×魔改造

↑ただ、何をどう変更したら限界を超えたことに？

いわゆる全面改正（「改憲」）には別の意味でも無理がある

大日本帝国憲法（天皇主権＝欽定憲法）を懐かしまれても・・・ 美濃部達吉

19 世紀 北欧・ベ・オの立憲君主化、西欧大国の“外見的立憲主義”化

20 世紀冒頭は君主制・植民地の山

第一次・第二次大戦の結果



図1 世界の諸王国の国勢比較（「絵入りロンドン新聞」, 1909）
井上光貞ほか『詳説日本史』（再訂版）282頁（1982）より引用。中央の人物は皇帝又は国王，黒丸は領土，白丸は人口を示す



チャップリン『ニューヨークの王様』（1957）冒頭

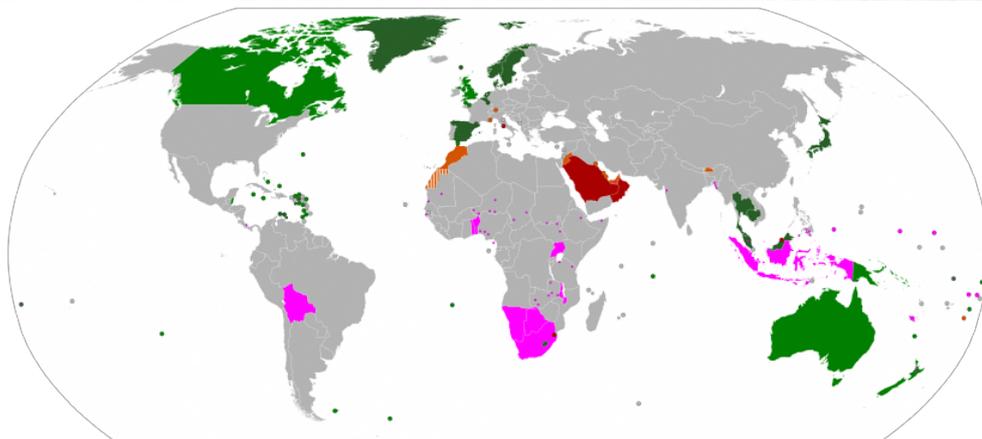
「現代生活の小さな悩み その一つが“革命”である」



1960 年ごろから、アフリカ諸国の独立の動きも一気に進んだ

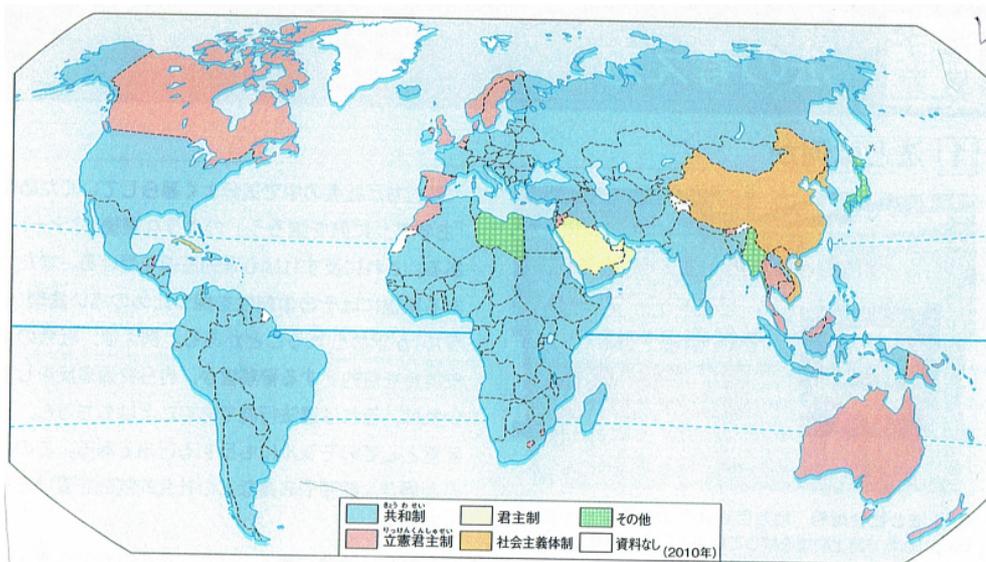
国名	制定年月	国の名称	主権の所在
ヨーロッパ			
ベルギー	1831・2	王国	国民 (25条)
デンマーク	1953・6	王国	規定なし立憲君主制明記 (2条)
リヒテンシュタイン	1921・10	公国	国王と国民の双方 (2条)
ルクセンブルク	1868・10	大公国	国民(32条)※主権の所在の部分は1919年に改正
モナコ	1962・12	公国	規定なし立憲君主制明記 (2条)
オランダ	1983・2	王国	規定なし皇位の世襲制明記 (1条)
ノルウェー	1814・5	王国	規定なし制限君主制明記 (1条)
スペイン	1978・12	非特定	国民 (1条) 議会制君主国明記 (1条)
スウェーデン	1975・1	王国	国民 (政体審1章1条)
イギリス*	不文憲法	連合王国	
アジア			
バーレーン**	1973・5	非特定	国民(1条)首長の世襲制明記(1条、前文)
カンボジア	1993・9	王国	国民 (51条) 君臨すれど統治せず (7条)
ブータン	不文憲法	王国	
ブルネイ*	1959・9	非特定	規定なし最高の行政権国王に (4条)
	1984独立		
日本	1946・11	非特定	国民 (前文、1条)
ヨルダン	1952・1	王国	国民 (24条)
クウェート**	1962・11	非特定	国民 (6条) 首長の世襲制明記 (4条)
マレーシア*	1957・8	非特定	規定なし最高元首は首長会議により選出(32条)
ネパール	1990・11	王国	国民 (前文、3条)
オマーン**	不文憲法	スルタン国	スルタンの絶対制
カタール**	1970・1	非特定	規定なし首長の世襲制明記 (22条)
サウジアラビア	不文憲法	王国	国王が首相兼任
タイ	1991・12	王国	国民 (1条)
アラブ首長国連邦	1971・7	首長国	規定なし
大洋州			
バプアニューギニア*	1975・8	非特定	国王 (前文) 英女王の国家元首明記 (82条)
ソロモン諸島*	1978・7	非特定	国王 (前文) 英女王の国家元首明記 (1条)
トンガ*	1967・1	王国	国王 (42条)
アフリカ			
レソト*	1993・3	王国	規定なし、民主的王国 (1条)
モロッコ	1992・2	国王	国民 (2条)
スワジランド*	1978・10	王国	国王が最高権力保持

表2 世界の君主制国家一覧
西修「現代における君主制の種々相」榎原猛古稀『現代国家の制度と人権』21頁, 41頁 (1997) より。*=英連邦 (元首のみ英国王である諸国は省略した), **=首長国。原著者の理解に従い、日本は残した



Wikipedia (日本は「立憲君主制」に分類されている)

2008年 ネパールは共和制へ



2010年

(日本はリビア (カダフィ政権) とミャンマー (軍事政権) と並んで「その他」に分類されている)

憲法・政体は基本的に二分法（どっちか）

欽定憲法 君主制 中間として協約憲法 e.g.1830年仏シャルト

民定憲法 共和制：「主権の存する日本国民」（1条）

*このため、日本国憲法制定は実質的に新憲法制定である

大日本帝国憲法の改正限界を超えている 八月革命説〔宮沢俊義〕

◦新憲法無効説もあるが、戦後の全法令は無効か？ 江戸幕府目線？

君主制は20世紀を通じて衰退＝共和制が席卷（会議制の社会主義も含め）

日本は、民定憲法（共和制）の中で象徴天皇制がある といえばよい
 ヤルタ体制（→国連憲章）を否定する？ 世界中黙っていない

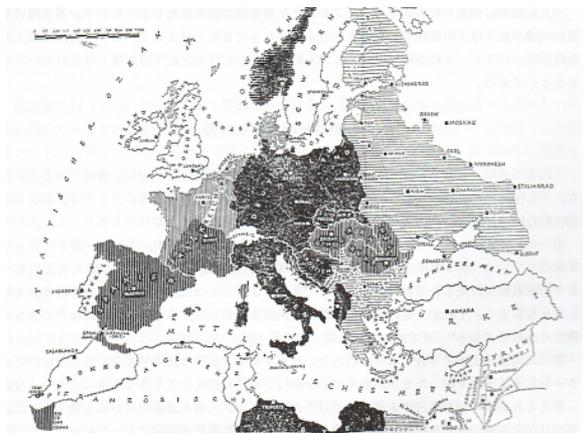


図6 ヨーロッパを支配するかに見えたファシズム（1942年秋）

エルンスト・ノルテ（ドイツ現代史研究会訳）『ファシズムの時代』348-349頁（1972）より作成。山口定『ファシズム』4-5頁（1979）より引用。黒がファシズム国家、縦縞が親ファシズム国家

日本以外の立憲的諸国の憲法改正状況

独裁国家は考えても無駄

アメリカ合衆国憲法（1787成立、1789施行）修正一覧

	年	修正	内容
権利章典	1791	1	政教分離・表現・集会の自由・請願権
		2	武装権
		3	軍の営舎に対する制限
		4	不合理な創作・逮捕・押収の禁止
		5	大陪審保障・二重処罰禁止・適正手続・財産権
		6	陪審・迅速な裁判などの刑事手続保障
		7	民事裁判での陪審保障
		8	残虐で異常な裁判の禁止
		9	人民の権利に関する一般条項
		10	州・人民に留保された権限
初期バグ	1795	11	州の主権免責（他州民が州を連邦裁に訴え×）
	1804	12	正副大統領組で投票に
南北戦争後	1865	13	奴隷制禁止
	1868	14	特権免除 州の平等保護・適正手続など
	1870	15	黒人参政権
革新時代	1913	16	連邦による所得税可
		17	上院議員を直接選挙に
	1919	18	禁酒法
	1920	19	女性参政権
FD ルーズベルト政権	1933	20	大統領任期1月開始など
		21	禁酒法（修正18条）廃止
戦後	1951	22	大統領3選禁止
	1961	23	ワシントンDC住民の大統領選投票権
	1964	24	連邦選挙での納税要件禁止
	1967	25	正副大統領欠の際の承継
	1971	26	18歳選挙権
	1992	27	連邦議員の任期途中の歳費上げ禁止

ドイツ基本法 (Grundgesetz) 主な改正 (67回)

年	条	内容
1951	143	内乱罪廃止
1954	73 など	連邦の専属立法事項に防衛義務 (男子徴兵)
1956	1 など	再軍備
1961	96 など	連邦裁判所の規定の整理
1968	92 など	連邦最高裁合同部の設置など
	9 など	緊急事態条項の追加等
1969	93 など	連邦最高裁憲法異議の手続規定など
	109 など	予算改革
	91a など	財政改革
1970	38	選挙権・被選挙権年齢の引下げ
1971	74	競合的立法事項 (連邦未規定なら州既定可) に動物保護
1972	74	競合的立法事項に廃棄物除去・環境保護
1990	前文など	東西統一のため (全面改正で <i>Verfassung</i> = 「憲法」にせず)
1992	23 など	マーストリヒト条約批准のため
1993	73 など	連邦鉄道の民営化
1994	73 など	郵政事業等の民営化
	3 など	男女同権推進、環境保護など
1998	13	通信傍受捜査拡大
2000	16	EU加盟国への自国民引渡し
2006	22 など	首都の明文化、連邦憲法裁の権限拡大など (第1次連邦改革)
2008	23 など	EU立法行為に対する提訴権追加
2009	106 など	自動車税の連邦移管
	91c など	情報技術システムでの連邦・州の協働など (第2次連邦改革)
2010	91e	求職者の基本的権利保障での連邦・州の協働
2014	91b	教育・研究に関する共同任務
2017	90 など	高速路を連邦所管とするなど
2019	104b など	学校デジタル化・弱者住宅建設に連邦から州へ財政支援
2022	82	連邦法律公報の電磁化可

フランス憲法の歴史 (現憲法改正 28回)

1791	1791年憲法 (ルイ16世の下、実は欽定憲法)
1793	1793年憲法 (ジロンド憲法草案・ジャコバン憲法)
1795	共和暦3年憲法 (総裁政府)
1799	共和暦8年憲法 (ナポレオン第1統領)
1802	共和暦10年憲法 (ナポレオン第1統領)
1804	共和暦12年憲法 (ナポレオン第1帝政・欽定憲法)
1814	シャルト (ルイ18世)
1815	帝国憲法付加法 (ナポレオン)
1830	シャルト (ルイ・フィリップ 7月王政・協約憲法)
1848	第2共和制憲法
1852	ナポレオン3世の憲法 (第2帝政)
1875	第3共和制 (憲法的法律による) 暫くして王党派が改憲断念
1940	1940年7月10日の憲法的法律 (ヴィシー政権)
1945	1945年11月2日の憲法的法律 (臨時政府)
1946	第4共和制憲法
1958	第5共和制憲法
1962	大統領直接選挙制
1974	憲法院提訴権者の拡大
1976	大統領が欠けた場合 (ボンピドゥ死去で対応)
1992	マーストリヒト条約批准のためなど
1995	議員不逮捕特権の制限など
1999	国際刑事裁判所裁判権の承認
	男女平等の促進
2000	大統領任期短縮 (7年から5年へ)
2003	憲法院監視要の国民投票の明確化など
2005	EU憲法条約のため
2008	死刑の憲法上廃止、リスボン条約批准のため
	男女の平等な社会参画のため、憲法院の合憲性審査機能の拡充など
2024	女性の妊娠中絶権

韓国憲法の歴史

1948	制憲憲法（国会議長の李承晩を大統領に）
1952	改正（大統領直接選挙に）
1954	改正（大統領任期制限撤廃）
1960	第2共和国憲法（議院内閣制へ）
1960	改正（李承晩時代の大統領選挙の不正を罰せるように）
1962	第3共和国憲法（朴正熙・大統領直接選挙）
1969	改正（大統領任期を3期までに延長）
1972	第4共和国憲法（維新憲法＝大統領は統一主体国民会議選出）
1980	第5共和国憲法（全斗煥・大統領間接選挙）
1987	第6共和国憲法（半大統領制・憲法裁） 改正ゼロ

大湖彬史「諸外国における戦後の憲法改正【第8版】」調査と情報 1228号 1頁（2023）

初宿正典＝辻村みよ子編『世界憲法集』〔第5版〕（三省堂、2020）〔初宿＝毛利透〕〔辻村＝山元一〕〔水島玲央〕

君塚正臣編『比較憲法』（ミネルヴァ書房、2012）〔佐藤修一郎〕 などによる

アメリカ：戦後6回小規模 改正の難易度が高い 一般的性差別禁止すら×
99の州の院のうち13が反対すれば憲法修正は成就しない

ドイツ：67回 再軍備・東西統一・EU 統合！

両院のみ 国民投票×＝ナチスの亡霊（「喝采」） 保革2党の協調
多くは細かい（ドイツ人的？ 日本だと法律レベル e.g.通貨統合）

フランス 先進国ではほぼ唯一、戦後、全面改正1回——アルジェリア独立
⇨半大統領制 その後、微修正を重ねる（憲法院の性質変化は大きい）

*19世紀は君主制と共和制の間で彷徨う 三色旗の俗説（×自由平等博愛）

韓国 1980年までの全面改正は為政者の都合 立憲的現行憲法は改正なし

スイス 憲法的習律を書き込むため全面改正（1999年成立、2000年施行）

⇨日本のゼロは異例だが、立憲主義憲法では以上が普通 全面改正はごく異例
通るのは総意の得られるプチ改正だけ 「改憲」派が極端／護憲派反対
統治機構の手續が大事 e.g.衆院解散制限、臨時会○日以内開会必須、憲法裁？
参議院の権限を減殺するものは参議院が賛成しないだろう

人権規定は抽象的で、改正にあまり意味がない 「新しい人権」追加？

→法律で定めることが多い e.g.教育基本法（1947「基本法」第1号）

実はベアテ・シロタ・ゴートン起草の原原案部分には社会権規定が多かった

24条 「有ラユル生活範囲ニ於テ法律ハ社会的福祉、自由、正義及民主主義ノ向上発展ノ為ニ立案セラルヘシ」、
「無償、普遍的且強制的ナル教育ヲ設立スヘシ」、「児童ノ私利的酷使ハ之ヲ禁止スヘシ」、「公共衛生ヲ改善スヘシ」、
「社会的安寧ヲ計ルヘシ」、「労働条件、賃銀及勤務時間ノ規準ヲ定ムヘシ」

⇨帝国議会で圧縮：詳細は「基本法」に：衆参過半数で改正可

2006（第1次安倍）教育基本法全面改正 ドイツなら憲法改正をした筈

旧2条(教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

→詳細な規定に 例：5号(追加) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

旧5条(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。→削除

旧6条2項 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

→9条(教員)に独立して詳細な規定に 1項 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。2項 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

2015年安保法制は憲法改正要？ 安倍が問わずに成就←「改憲」必要性？

憲法の解釈（意味）は時代の流れの中で実は変わってきている

そもそも言葉の解釈は発話者の意思に必ずしも従わない 「国語」の「正解」

e.g. テレビ朝日・タモリ倶楽部 2018年12月8日（土）0:20 中島みゆき

「受験業界震撼の問題企画！ 作者の気持ちを作者は解けるか!?!」 武田砂鉄最下位

客観的（幾何学的）「正解」はあるか？ 法解釈は文学とは異なる？

(a) 解釈＝認識（正解がある） ←とはいえ方法が統一されない ・正しい解釈を覚えることがまずは大切な学習

(a1) 伝統（歴史主義的解釈）

(a2) 立憲者意思 (a2') 立憲議事・発言・状況（原意主義的解釈） (a2'') 今立憲者はどう言うか ≠起草者意思

(a3) 条文の文言（文理解釈）

(a4) 条文構成・論理的体系（論理解釈）

(a5) 憲法の目的（目的論的解釈） ←目的を客観認識できるか？

(a6) 歴史の発展法則（マルクス主義的解釈） ←あるか？

(a7) その他（普遍的近代化、比較法的な一般原則、宗教的教義など）

(b) 解釈＝実践 ←それで裁判官の解釈としてよいのか？ ・自己の主張を正当化する訓練こそが大切

(c) 解釈＝一定の枠は認識、後は実践〔通説〕

〔小林直樹〕いくつかのうち体系的構造・精神に適合的なもの

〔芦部信喜〕価値序列に従い目的論的解釈が必要

(d) 解釈＝認識と実践の混在

科学観の変化（宇宙論・進化論的、〔カール・ポパー〕反証可能性＝科学）

⇒法律学がこれらと無縁ではいられない “説得力”（論証・議論の論理）

要は、法（憲法）の意味は立法者（立憲者）意思の通りとは限らない

それを（認識説に基づいて）「憲法の変遷」〔橋本公^{きみのぶ}亘〕と呼ぶ必要はない

そもそも、制憲議会の想像を絶するものも e.g. 地球沸騰化、インターネット

まあ、日本語や常識から“限度”（無理な解釈）はあろう 〔長谷部〕芸

⇒判例・政府見解は（よくも悪くも、評価は割れるが、条文は同じなのに）変わる

基本的には、変える（変えない）ために頑張らないといけない

政府見解・行政実務・政治過程

9条・安保

違憲（吉田茂首相）→警察予備隊設置：「自衛力」→保安隊→1954 自衛隊○

1992 PKO 協力法、2003 イラク特措法、2006 後方支援を本来任務に

2015 安保法制（外国軍への武器補給、存立危機状態での外国軍への役務提供など）

防衛省設置法改正（文官統制規定廃止）、安保法制（国際平和支援法制定ほか10法改正）

周辺事態法を重要影響事態法に改称：外国軍への武器弾薬の補給を地域限定なく可能に

自衛隊法改正：非戦闘地域以外でも恒常的に米艦防護

武力攻撃事態法改正：「存立危機状態」を定義

米軍行動円滑化法を米軍等行動円滑化法に改称：存立危機状態での外国軍への役務提供

↑さすがに無理ではないか？ やるなら憲法改正を提案すべき（改正限界？）

* 内閣法制局の評価の与野党逆転 伝統的官僚も「無理！」⇒外務官僚起用

ある意味、違憲の疑いのある政府立法をハネてきた＋お墨付き

政官関係の変化（“官僚は強い” 認識は正しいか？ ＋適切なことか？）

* 砂川事件最高裁判決（最大判昭 34.12.16 刑集 13-13-3225）

事案は片務的旧安保（1951）の解釈 先例としては個別的自衛権○のみ

衆議院の解散

「首相の専権事項」←憲法上は×

当初、（内閣不信任案可決・信任案否決以外）いつできるか不明

1948 馴れ合い解散 (第2次吉田) 1953 バカヤロー解散 (第4次吉田)

1980 ハプニング解散 (第2次大平) 1993 嘘つき解散 (宮沢)

◇ 7条を根拠にいつでも内閣は解散できる運用に

最たるものは郵政解散 (2005) : 参議院での否決を理由に衆議院を解散

↑ 7条は天皇の国事行為 : 実質的解散権の根拠とは言い難い

[通説] 議院内閣制均衡本質説で正当化 (国民主権 < 権力分立の理解)

↑ [有力説] 責任本質説から 69条以外の解散を認めない ← 非現実的

* 苫米地事件最高裁判決 (最大判昭 35.6.8 民集 14-7-1026) 統治行為論

国会開会式での天皇の「おことば」

当初、共産党など 違憲として欠席——7条の各号に含まれない

◇ 定着 [通説] 「象徴としての行為」 / [有力説] 「儀式を行ふこと」

世紀転換期の行財政改革 「この国のかたち」の変革 = 憲法構造改革

基本的には「巨大な官僚組織に大臣が落下傘で飛び込む」構造

→ 政治家チームによる官庁支配 : 政官関係の変化 実質的憲法改正 ?

判例

よくある言明 : 日本の最高裁は (保守的で) 違憲判決が少ない 内閣法制局の実力

昔はそうだった 1984年当時4件 (議員定数不均衡2つ 4.99倍・4.40倍を含む)

最高裁の法令違憲判決

高校の教科書にも載っています

			憲法	対象法条
1973年4月4日	尊属殺重罰規定違憲判決	刑集 27 卷 3 号 265 頁	14 条	刑法 200 条
1975年4月30日	薬事法違憲判決	民集 29 卷 4 号 572 頁	22 条	薬事法 6 条
1976年4月14日	衆議院議員定数違憲判決	民集 30 卷 3 号 223 頁	14 条、44 条	公職選挙法別表
1983年11月7日	衆議院議員定数違憲判決	民集 37 卷 9 号 1243 頁	14 条、44 条	公職選挙法別表
1987年4月22日	森林法違憲判決	民集 41 卷 3 号 408 頁	29 条 1 項	森林法 186 条
1997年4月2日	愛媛玉串料訴訟	民集 51 卷 4 号 1673 頁	20 条 3 項、89 条	
2002年9月11日	郵便法違憲判決	民集 56 卷 7 号 1439 頁	17 条	郵便法 68 条、73 条
2005年9月14日	在外邦人選挙権訴訟	民集 59 卷 7 号 2087 頁	15 条 1・3 項、43 条、 44 条但書	公職選挙法不作為
2008年6月4日	国籍法違憲判決	民集 62 卷 6 号 1367 頁	14 条	国籍法 3 条 1 項
2010年1月20日	空知太訴訟	民集 64 卷 1 号 1 頁	20 条 1 項、89 条	
2013年9月4日	非嫡出子相続分規定訴訟	民集 67 卷 6 号 1320 頁	14 条	民法 900 条 4 号但書
2015年12月16日	女性の再婚禁止期間訴訟	民集 69 卷 8 号 2427 頁	14 条、24 条 2 項	民法 733 条
2021年2月24日	那覇孔子廟訴訟	民集 75 卷 2 号 29 頁	20 条 1・3 項、89 条	
2022年5月25日	在外邦人国民審査訴訟	民集 76 卷 4 号 711 頁	15 条 1 項、79 条 2・ 3 項	国民審査法不作為
2023年10月25日	性同一性障害特例法訴訟	民集 77 卷掲載予定	13 条	性同一性障害特例法 3 条 1 項 4 号

* 第三者所有物没収事件 (最大判昭 37 (1962) .11.28 刑集 16-11-1593)

「第三者の所有物の没収は、被告人に対する附加刑として言い渡され、その刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、所有物を没収せられる第三者についても、告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要であつて、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならないからである。そして、このことは、右第三者に、事後においていかなる権利救済の方法が認められるかということとは、別個の問題である。然るに、関税法 118 条 1 項は、同項所定の犯罪に係る船舶、貨物等が被告人以外の第三者の所有に属する場合においてもこれを没収する旨規定しながら、その所有者たる第三者に対し、告知、弁解、防禦の機会を与えるべきことを定めておらず、また刑法その他の法令においても、何らかかる手続に関する規定を設けていないのである。従つて、前記関税法 118 条 1 項によつて第三者の所有物を没収することは、憲法 31 条、29 条に違反するものと断ぜざるをえない。」

↑法令違憲なのか適用違憲なのか処分違憲(?)なのか たぶん最高裁も無理解
しかし、1997年以降、コンスタントに法令違憲判決が出ている
先例拘束力：〔従来の通説〕大陸法系ゆえナシ→〔現在の通説〕司法権にアリ
法的安定性・公平→無碍な変更はできない =理由を示せば判例変更できる
裁判所法 10 条 3 号：最高裁の判例変更は大法廷で
議論が進み、説が改められるのはどの学問でも同じ

*生存権での制度後退禁止原則説に(気持ちはわかるが)あまり賛成できない
政教分離

*津地鎮祭訴訟(最大判昭 52.7.13 民集 31-4-533)

目的効果基準 5 対 10 で合憲 ←曖昧だ

「政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であつて、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。ところが、宗教は、信仰という個人の内面的な事象としての側面を有するにとどまらず、同時に極めて多方面にわたる外部的な社会事象としての側面を伴うのが常であつて、この側面においては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活と接触することになり、そのことからくる当然の帰結として、国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあつて、宗教とのかかわり合いを生ずることを免れえないこととなる。したがつて、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、實際上不可能に近い。」「憲法 20 条 3 項」「にいう宗教的活動とは、前述の政教分離原則の意義に照らしてこれをみれば、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。」「本件起工式は、神社神道固有の祭祀儀礼に則つて行われたものであるが、かかる儀式は、国民一般の間にすでに長年月にわたりに広く行われてきた方式の範囲を出ないものであるから、一般人及びこれを主催した津市の市長以下の関係者の意識においては、これを世俗的行事と評価し、これにさしたる宗教的意義を認めなかつたものと考えられる。」

ほかの基準は難しい 二審(名古屋高判昭 46.5.14 行集 22-5-680) 絶対基準

e.g. 「ボーナスは郵貯へ」(郵政省時代) サンタ姿の牧瀬里穂 ←コココーラ

*愛媛玉串料訴訟(最大判平 9.4.2 民集 51-4-1673) 13 対 2 で違憲

「政教分離原則の意義に照らすと、憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いを持つすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであつて、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとられることなく、当該行為が行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従つて、客観的に判断しなければならない。」「県が特定の宗教団体の挙行する重要な宗教上の祭祀にかかわり合いを持ったということが明らかである。そして、一般に、神社自体がその境内において挙行する恒例の重要な祭祀に際して右のような玉串料等を奉納することは、建築主が主催して建築現場において土地の平安堅固、工事の無事安全等を祈願するために行う儀式である起工式の場合とは異なり、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものになっているとまでは到底いうことができず、一般人が本件の玉串料等の奉納を社会的儀礼の一つにすぎないと評価しているとは考え難いところである。そうであれば、玉串料等の奉納者においても、それが宗教的意義を有するものであるという意識を大なり小なり持たざるを得ないのであり、このことは、本件においても同様というべきである。また、本件においては、県が他の宗教団体の挙行する同種の儀式に対して同様の支出をしたという事実がうかがわれないのであつて、県が特定の宗教団体との間のみ意識的に特別のかかわり合いを持ったことを否定することができない。これらのことからすれば、地方公共団体が特定の宗教団体に対してのみ本件のような形で特別のかかわり合いを持つことは、一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え、特定の宗教への関心を呼び起こすものといわざるを得ない。」「県と靖国神社等とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと解されるのであるから、本件支出は、同条の禁止する公金の支出に当たり、違法というべきである。」

事案の違い:知事による継続性 靖国神社という象徴性 時代 過度の関わり合い?

目的効果基準が伝統的宗教側の合憲の免罪符ではなくなる 多様化の中で神道だけ?

*空知太訴訟(最大判平 22.1.20 民集 64-1-1) 13 対 2 で違憲

「国家と宗教とのかかわり合いには種々の形態があり、およそ国又は地方公共団体が宗教との一切の関係を持つことが許されないというのではなく、憲法 89 条も、公の財産の利用提供等における宗教とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合に、これを許さないとするものと解される。」「前記事実関係等によれば、本件鳥居、地神宮、『神社』と表示された会館入口から祠に至る本件神社物件は、一体として神道の神社施設に当たるものと見るほかはない。」「本件神社において行われている諸行事

は、地域の伝統的行事として親睦などの意義を有するとしても、神道の方式ののっとなって行われているその態様にかんがみると、宗教的な意義の希薄な、単なる世俗の行事にすぎないということとはできない。」「社会通念に照らして総合的に判断すると、本件利用提供行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法 89 条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法 20 条 1 項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である。」「このような違憲状態の解消には、神社施設を撤去し土地を明け渡す以外にも適切な手段があり得るといふべきである。例えば、戦前に国公有に帰した多くの社寺境内地について戦後に行われた処分等と同様に、本件土地 1 及び 2 の全部又は一部を譲与し、有償で譲渡し、又は適正な時価で貸し付ける等の方法によっても上記の違憲性を解消することができる。」「解消手段の選択においては十分に考慮されるべきであろう。本件利用提供行為が開始された経緯や本件氏子集団による本件神社物件を利用した祭事がごく平穏な態様で行われてきていること等を考慮すると、上告人において直接的な手段に訴えて直ちに本件神社物件を撤去させるべきものとするのは、神社敷地として使用することを前提に土地を借り受けている本件町内会の信頼を害するのみならず、地域住民らによって守り伝えられてきた宗教的活動を著しく困難なものにし、氏子集団の構成員の信教の自由に重大な不利益を及ぼすものとなることは自明であるといわざるを得ない。」

小さなムラの神社（三が日だけ信仰）でも厳密に

* 那覇孔子廟訴訟（最大判令 3.2.24 民集 75-2-29） 14 対 1 で違憲

「政教分離原則とは、国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。」
 「参加人は釋奠祭禮の観光ショー化等を許容しない姿勢を示しており、釋奠祭禮が主に観光振興等の世俗的な目的に基づいて行われているなどの事情もうかがわれない。そして、参加人の説明によれば、至聖門の中央の扉は、孔子の霊を迎えるために 1 年に 1 度、釋奠祭禮の日のみ開かれるものであり、孔子の霊は、御庭空間の中央を大成殿に向かって直線的に伸びる御路を進み、大成殿の正面階段の中央部分に設けられた石龍陛を越えて大成殿へ上るといのであるから、本件施設の建物等は、上記のような宗教的意義を有する儀式である釋奠祭禮を実施するという目的に従って配置されたものといふことができる。」「以上のような事情を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すると、本件免除は、市と宗教との関わり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法 20 条 3 項の禁止する宗教的活動に該当すると解するのが相当である。」

特定一族の儀式を重視 誰かの神格化は「宗教」？ オシムの言葉 野村ノート ゴクミ語録

要するに、目的効果基準の厳格適用（≒津地鎮祭最大判少数意見）

なお、いわゆる靖国訴訟の難しさ：地方自治法の住民訴訟に乗りにくいから

平等権

尊属殺重罰規定違憲判決への道のり

←ホントは 31 条？

尊属傷害致死罪合憲（最大判昭 25.10.11 刑集 4-10-2037） 齋藤対真野

亡夫の親殺しに刑法 200 条を適用せず（最大判昭 32.2.20 刑集 11-2-824）

* 尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭 48.4.4 刑集 27-3-265） ←一切違憲

「普通殺のほかに尊属殺という特別の罪を設け、その刑を加重すること自体はただちに違憲であるとはいえないのであるが、」
 「加重の程度が極端であつて、前示のごとき立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、これを正当化しうべき根拠を見出しえないときは、その差別は著しく不合理なものといわなければならない、かかる規定は憲法 14 条 1 項に違反して無効であるとしなければならない。」

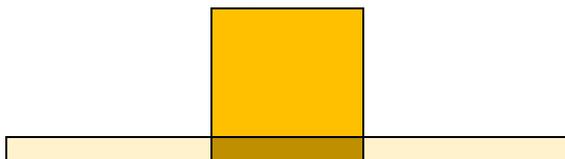
→国会は 1995 年によく改正（刑法の現代語化のどさくさで）

「合理性」の基準 合理的区別○／不合理な差別× ←無内容・恣意的

⇨学説は、14 条 1 項後段列举事由の差別に厳しく（狭く手厚い保護＝厳格審査）へ
 人種・性別・社会的身分・門地：生来、社会的少数者、差別の歴史、明文規定

* 信条：後天的だが主に 19 条の問題／「イエ・民族の宗教」のようなもの

それ以外は合理性の基準（広くて薄い保護）：後天的なもの



保障に関する 2 つの考え方 一般に、手厚い保障は狭い保障で、広い保障は薄い保障とならざるを得ない。「検閲」と事前抑制を巡る議論では 21 条の 1 項と 2 項を根拠にできるので、両方の利点を併せ持つことができる。

⇨性差別への厳格姿勢（判例は「合理性」の基準のママだが、以下同じ）

* 再婚禁止期間違憲判決（最大判平 27.12.16 民集 69-8-2427）

「本件規定の立法目的は、父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにありと解される。ところ、民法 772 条」の規定に鑑みると、「再婚後に生まれる子については、計算上 100 日の再婚禁止期間を設けることにより、父性の推定の重複が回避されることになる。夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であるところ、嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の 100 日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有する」。「婚姻をするについての自由が憲法 24 条 1 項の規定の趣旨に照らし十分尊重されるべきものであることや妻が婚姻前から懐胎していた子を産むことは再婚の場合に限られないことをも考慮すれば、再婚の場合に限って、前夫の子が生まれる可能性をできるだけ少なくして家庭の不和を避けるという観点や、婚姻後に生まれる子の父子関係が争われる事態を減らすことによって、父性の判定を誤り血統に混乱が生ずることを避けるという観点から、厳密に父性の推定が重複することを回避するための期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である。他にこれを正当化し得る根拠を見いだすこともできないことからすれば、本件規定のうち 100 日超過部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものとなっているというべきである。」「上記当時において、同部分は、憲法 14 条 1 項に違反するとともに、憲法 24 条 2 項にも違反するに至っていた」が、「これを国家賠償法 1 条 1 項の適用の観点からみた場合には、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたって改廃等の立法措置を怠っていたと評価することはできない。」

↑ 100 日でも違憲だ ⇨ 2024 年 4 月廃止：嫡出否認の訴え子も母も → 父子推定無用

婚姻適齢の男女差も（成人年齢改正と共に）2022 年に立法的に解消

強姦罪（刑法 177 条）⇨ 強制性交等罪 ⇨ 2023 年：不同意性交等罪

いわゆる私人間効力の判決多数（若年定年制など）

⇨ 非嫡出子差別 = 生来の少数者差別（「社会的身分」か）の認識に

* 非嫡出子相続分規定訴訟（最大決平 25.9.4 民集 67-6-1320）

「昭和 22 年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。」「以上を総合すれば、遅くとも A の相続が開始した平成 13 年 7 月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。」「本決定は、本件規定が遅くとも平成 13 年 7 月当時において憲法 14 条 1 項に違反していたと判断するものであり、平成 7 年大法院決定（最大決平 7・7・5 民集 49 卷 7 号 1789 頁）並びに前記 3（3）キの小法院判決及び小法院決定が、それより前に相続が開始した事件についてその相続開始時点での本件規定の合憲性を肯定した判断を変更するものではない。」

⇨ LGBT 差別 = 生来の少数者差別（「社会的身分」か「性別」か）の認識に

東京都青年の家事件（東京高判平 9.9.16 判タ 986-206）

* 性同一性障害特例法訴訟（最大決令 5.10.25 民集 77 掲載予定） 性別変更手術要

「本件規定が必要かつ合理的な制約を課すものとして憲法 13 条に適合するか否かについては、本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきものと解するのが相当である。」「性同一性障害を有する者は社会全体からみれば少数である上、性別変更審判を求める者の中には、自己の生物学的な性別による身体的特徴に対する不快感等を解消するために治療として生殖腺除去手術を受ける者も相当数存在することに加え、生来の生殖機能により子をもうけること自体に抵抗感を有する者も少なくないと思われることからすると、本件規定がなかったとしても、生殖腺除去手術を受けずに性別変更審判を受けた者が子をもうけることにより親子関係等に関わる問題が生ずることは、極めてまれなことであると考えられる。」「そして、本件規定による身体への侵襲を受けない自由に対する制約は、上記のような医学的知見の進展に伴い、治療としては生殖腺除去手術を要しない性同一性障害者に対し、身体への侵襲を受けない自由を放棄して強度な身体的侵襲である生殖腺除去手術を受けることを甘受するか、又は性自認に従った法令上の性別の取扱いを受けるという重要な法的利益を放棄して性別変更審判を受けることを断念するかという過酷な二者択一を迫るものになったといえることができる。また、前記の本件規定の目的を達成するために、このような医学的にみて合理的関連性を欠く制約を課すことは、生殖能力の喪失を法令上の性別の取扱いを変更するための要件としない国が増加していることをも考慮すると、制約として過剰になっているというべきである。」

↑ 結論は兎も角、13 条（幸福追求権）違反！

地方議会での除名などの処分 少数会派・新興勢力が叩かれ易い

米内山事件（最大決昭 28.1.16 民集 7-1-12） 除名

山北村議会事件（最大判昭 35.10.19 民集 14-12-2633） 出席停止 司法審査外

この間、富山大学事件（最判昭 52.3.15 民集 31-2-234）で部分社会論確立
⇨名張市議会事件（最判平 31.2.14 民集 73-2-123） 自律！ 山北村事件引用←？
⇨岩沼市議会事件（最大判令 2.11.25 民集 74-8-2229） 司法審査の対象 判例変更
公務員の政治活動（判例変更そのものではない＝小法廷：区別 distinction）

*猿払事件（最大判昭 49.11.6 刑集 28-9-393） 官公労組合の組織的候補者支援

「公務のうちでも行政の分野におけるそれは、憲法の定める統治組織の構造に照らし、議会制民主主義に基づく政治過程を経て決定された政策の忠実な遂行を期し、もっぱら国民全体に対する奉仕を旨とし、政治的偏向を排して運営されなければならないものと解されるのであって、そのためには、個々の公務員が、政治的に、一党一派に偏することなく、厳に中立の立場を堅持して、その職務の遂行にあたる必要があるのである。」「したがって、公務員の政治的中立性を損うおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむをえない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところである。」

⇨堀越事件（最判平 24.12.7 刑集 66-12-1337） 単独のポスティング 匿名 非管理職

「禁止の対象とされるものは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為に限られ、このようなおそれが認められない政治的行為や本規則が規定する行為類型以外の政治的行為が禁止されるものではないから、その制限は必要やむを得ない限度にとどまり、前記の目的を達成するために必要かつ合理的な範囲のものというべきである。そして、上記の解釈の下における本件罰則規定は、不明確なものとも、過度に広汎な規制であるともいえないと解される。」「本件配布行為は、勤務時間外である休日に、国内いし職場の施設を利用せずに、公務員としての地位を利用することなく行われたものである上、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく、公務員であることを明らかにすることなく、無言で郵便受けに文書を配布したにとどまるものであって、公務員による行為と認識し得る態様でもなかったものである。これらの事情によれば、本件配布行為は、管理職的地位になく、その職務の内容や権限に裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められるものとはいえない。そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないというべきである。」

学説（上記、判例の変化にも反映されている＋判例の変化を見て新説が生まれる）

天皇・皇族の人権 具体的には大差ないのだが（退位、女性天皇？）

昔、〔東大系通説〕アリ／〔京大系少数有力説〕ナシ

⇨いつの間にか、〔長谷部（1955年世代）ほか多数説〕ナシ

幸福追求権

昔、13条は抽象的過ぎて裁判規範⇨様々な人権の根拠（否定説稀有）

生命権、健康権（嫌煙権なども）、環境権、プライバシー権、名誉権など

中でも、自己決定権（生命、生殖、危険行為・自堕落、ライフスタイル）

争点は 人格的自律（利益）説か一般的自由権説か に ドラえもののポケット

経済的自由規制

〔通説〕二分論 自由国家的規制：中間審査／社会国家的規制：合理性の基準

前者：薬事法違憲判決（最大判昭 50.4.30 民集 29-4-572） 同じ距離制限でも

後者：小売市場事件判決（最大判昭 47.11.22 刑集 26-9-586）

*森林法違憲判決（最大判昭 62.4.22 民集 41-3-408） 半分ずつの共有林の分割⇨

「当該共有物がその性質上分割することのできないものでない限り、分割請求権を共有者に否定することは、憲法上、財産権の制限に該当し、かかる制限を設ける立法は、憲法 29 条 2 項にいう公共の福祉に適合することを要するものと解すべきところ、共有森林はその性質上分割することのできないものに該当しないから、共有森林につき持分価額 2 分の 1 以下の共有者に分割請求権を否定している森林法 186 条は、公共の福祉に適合するものといえないときは、違憲の規定として、その効力を有しないものというべきである。」

目的二分論放棄 森林法はどっちなのか判別不能

⇨〔有力説〕一元論 二重の基準論に立てば、合理性の基準か？

死刑 31条反対解釈から一切違憲と言い切るのは難しい

他方、特に適正な手続の欠如、執行方法が太政官令、既に残虐？という疑問

昔、教科書は全くの合憲論⇨今や、歯切れが悪い（合憲でも国際世論＝廃止論寄り）

行政の定義 控除説の難点が厳しく指摘される 法律執行説／執政権説

司法の定義 [通説] 定義可能 歴史的な概念構成説の衰退

「具体的な争訟について、法を適用し、宣言することによって、これを裁定する国家の作用」

おわりに（まとめ）

憲法改正とは一部改正である（全面改正ではない）

世論調査でも授業アンケートでも全面改正は少数派 具体的質問だと意見分散

憲法改正は（当然、まずどこの国でも、法律の改正より）難しい

参議院（日本政府が追加）は 2/3 確保し難い（比例割合大・全国区／複数人区も／半数改選）

連立第二党・党内反対派の抵抗、問題議員発生⇔ネオ 55 年体制（寡頭支配、▲派閥）

主要政党・大多数の国民のコンセンサス要 内閣に提案権なし ⇨プチ改正になり易い

憲法 96 条（改正手続）の改正は御法度である

日本国憲法の構造上、憲法改正しないとできないことは限られる 13 条！

連邦制 集団的安保＝2015 年安保法制（安倍は憲法改正不要と証明した？）

憲法改正をしないと動かないことだけ発議すべし（逆に、すべきならすべし）

立憲民主的（自由民主主義・反全体主義）体制を守るには普段の努力（学習）がいる

12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

c.f. 報道の自由度ランキング 70 位 台湾 27 位、韓国 62 位、サモア 22 位、コンゴ共和国 69 位、コモロ 71 位

<https://rsf.org/en/index>

c.f. 『公共』（当初は道徳教育志向⇨公民基礎的に修正された筈）学習指導要領 「公共的な空間」

ご清聴、誠に有難うございました。🙏

時間が余れば、立ち上がります（先代春團治師匠？）👉

- ・ LRA の基準
- ・ 中間審査基準
- ・ 放送規制（大学院講義「憲法とメディア法」＝社会人・科目等履修生にも Teams で開放 の一部）

以上

【広告】 君塚正臣『憲法—日本国憲法解釈のために』（成文堂、2023）

『憲法の私人間効力論』（悠々社、2008） 『性差別司法審査基準論』（信山社、1996）

『司法権・憲法訴訟論 上・下・続』（法律文化社、2018・2018・2023）

編『高校から大学への 法学・憲法』〔第 2 版〕（法律文化社、2016・2016）

共編『ベーシックテキスト憲法』〔第 4 版〕（法律文化社、2023）

共編『大学生のための憲法』〔第 2 版〕（法律文化社、2024）